

未回収の診療報酬返還金の国返還についての 取り扱いの見直しについて（管理番号 1 7 3）

27

令和 8 年 9 月 16 日

厚生労働省 保険局 国民健康保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of

重点34：診療報酬や障害者自立支援給付費・国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直し
(こども家庭庁、厚生労働省)

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年 12 月 23 日閣議決定）及び検討状況等

記載内容

○児童福祉法（昭22法164）、国民健康保険法（昭33法192）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法57条の2第2項、国民健康保険法65条3項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律8条2項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

28

検討状況

- 国庫負担金の算定及び交付が適正に行われることとなるよう是正の処置を求められたことから、平成25年7月19日付け保国発第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知「不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について」により現行の取扱いをお示ししている。
- 当該取扱いについては、こうした経緯も踏まえ、関係省庁との協議が必要な内容であり、また、上記の現行制度の趣旨及び目的に鑑みた検討が必要な状況。

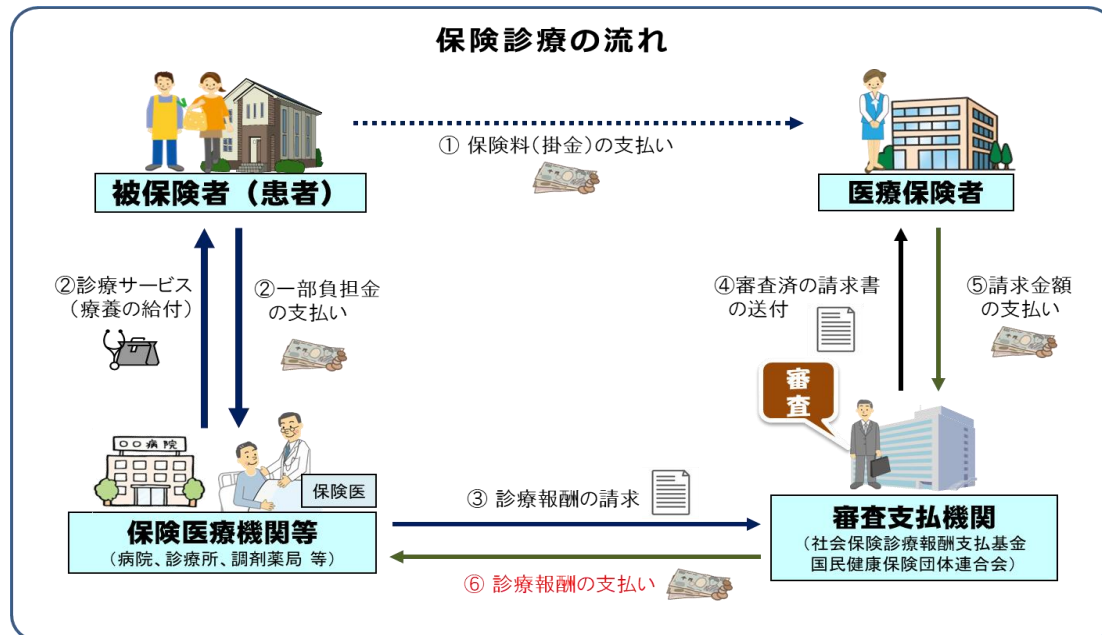
今後の予定

- 引き続き、令和8年度中の結論に向け、関係府省庁との協議を進め、対応について検討する。その後、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

参考資料

現行制度

- 国民健康保険制度において、市町村は、被保険者の疾病及び負傷に関して、療養の給付を行うこととしており、当該給付に関する費用を保険医療機関等に支払うことによりこれを行うこととしている。
- 市町村は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があったときは、法令に規定する算定方法及び定めを照らして審査した上で支払うものとしている。当該審査及び支払に関する事務については、国保連合会等に委託することができる。
- また、国からは、療養の給付に関する費用の額（当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）等の一定割合について、都道府県を通じ市町村に対して国庫負担金等を交付している。
- 療養の給付に関する費用等として、保険医療機関等への過誤払が生じた場合は、当該過誤払に係る保険医療機関等からの返還金の額は国庫負担金の対象費用から控除することとしている。



診療報酬（国民健康保険）における保険医療機関等に対する返還請求及び返還等の状況（令和8年2月 厚生労働省保険局国民健康保険課調査結果）

＜各市町村における返還請求、不納欠損の状況＞

○金額ベース

（単位：千円）

○件数ベース

（単位：件）

注1

年度	返還請求額	不納欠損額	返還未済額	年度	返還請求件数	不納欠損件数
R2	183,519,685	358	355,904	R2	363,396	12
R3	247,204,304	26,294	1,389,469	R3	159,282	19
R4	238,899,614	157,483	25,942,574	R4	106,696	93
R5	149,530,441	9,978	26,019,802	R5	107,727	24
R6	124,766,031	55,600	26,354,372	R6	92,370	42
合計	943,920,075	249,713	—	合計	829,471	190

注1 調査回答数：1,341/1,741市町村

注2 返還請求額・件数：当該年度に返還請求を行ったもの

注3 不納欠損額・件数：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度に不能欠損処理を行ったもの

注4 返還未済額：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度末時点で返還が未済のもの

（参考）参照条文①

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（抄）

（療養の給付）

第三十六条 市町村及び組合は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

一～五 （略）

2・3 （略）

（保険医療機関等の診療報酬）

第四十五条 市町村及び組合は、療養の給付に関する費用を保険医療機関等に支払うものとし、保険医療機関等が療養の給付に関し市町村又は組合に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者（第五十七条に規定する場合にあつては、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員）が当該保険医療機関等に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2・3 （略）

4 市町村及び組合は、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定めにも照らして審査した上、支払うものとする。

5 市町村及び組合は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している都道府県、市町村及び組合の数がその区域内の都道府県、市町村及び組合の総数の三分の二に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託することができる。

6～8

第七十条 国は、都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、当該都道府県内の市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（第七十三条第一項、第七十五条の二第一項、第七十六条第二項及び第百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに当該都道府県による高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用について、次の各号に掲げる額の合算額の百分の三十二を負担する。

一 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から第七十二条の三第一項の規定による繰入金及び第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額の二分の一に相当する額を控除した額

二 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）

2・3 （略）

（参考） 参照条文②

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2・3 （略）

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- 二 （略）

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について

（平成25年7月19日付け保国発第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）（抄）

Ⅱ 国民健康保険について

1 不当利得の返還金債権の把握及び管理並びに療養給付費等負担金の算定について

国民健康保険において、不当利得の返還金が発生した場合の国が負担する療養給付費等負担金（以下「療養給付費等負担金」という。）の算定については、「第三者行為に伴う損害賠償金等に係る療養に要した費用の取扱いについて」（昭和40年10月11日保険発第124号。以下「昭和40年124号通知」という。）に基づき算定することとしているところであるが、以下のとおり、不当利得の返還金債権の把握及び管理並びに療養給付費等負担金の算定及び交付が適正に行われていない保険者の類型に応じ、適切に対応すること。

- （1）不当利得の返還金債権額が確定しているが、返還金として調定していないものがある場合においては、収納されるか否かにかかわらず、速やかに調定し、債権管理を行うこと。
- （2）不当利得の返還金が発生しているが、返還金債権額の確定処理を行っていない場合においては、保険者において点検を行い、返還金債権額を確定させ、収納されるか否かにかかわらず、速やかに返還金として調定し、債権管理を行うこと。
- （3）（1）及び（2）の場合においては、昭和40年124号通知の1（2）～（4）に基づき、不当利得の返還金の額に係る療養に要した費用についての療養給付費等負担金の額を、調定した年度において交付すべき療養給付費等負担金の総額から控除すること。
- （4）不当利得の返還金として調定を行っているにも関わらず、調定した年度の療養給付費等負担金の総額から、不当利得の返還金の額に係る療養に要した費用についての療養給付費等負担金の額を控除していない場合においては、当該年度の療養給付費等負担金総額から控除するよう修正した上で、再度、療養給付費等負担金の実績報告書の提出をするとともに返還の手続きをすること。

なお、当該返還手続きについては、別途連絡する予定であること。

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担 金の返還要件の見直しについて（管理番号 3 5 2）

令和 8 年 9 月 16 日

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 7 年12月23日閣議決定） 及び検討状況等

記載内容

○児童福祉法（昭22法164）、国民健康保険法（昭33法192）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法57条の2第2項、国民健康保険法65条3項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律8条2項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

36

検討状況

自立支援給付費国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金において、各市町村における事業者の不正等による返還請求等の状況について、全国における実態調査を実施し、その調査結果を踏まえ、関係府省庁と協議し、対応について検討中。

今後の予定

引き続き、令和8年度中の結論に向け、関係府省庁との協議を進め、対応について検討する。その後、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

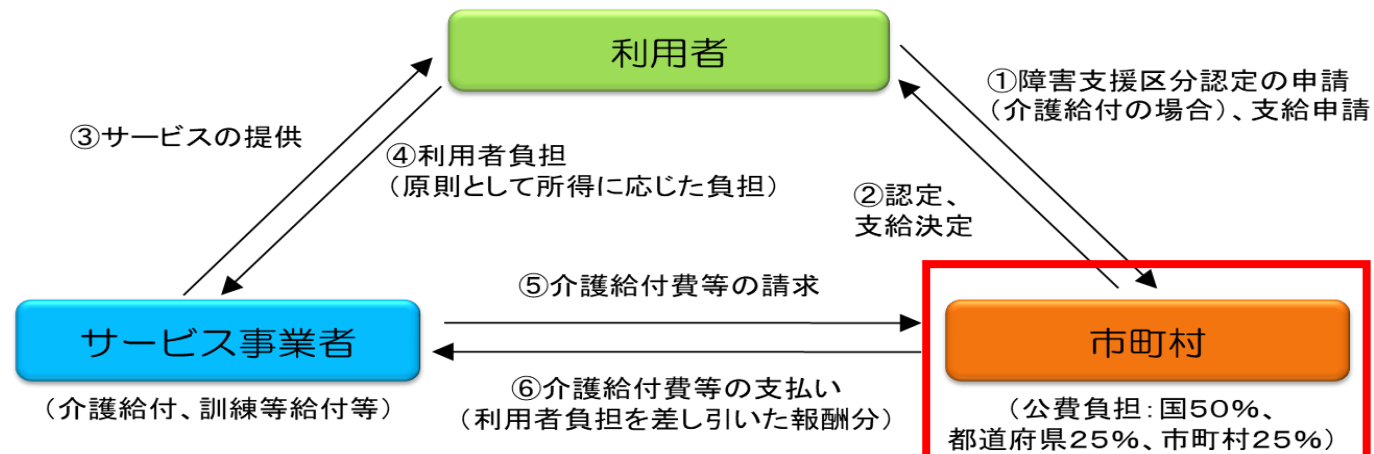
参考資料

現行制度について

現行制度

- 市町村は、支給決定を受けた障害者等が、都道府県等（都道府県、政令指定都市又は中核市）が指定する障害福祉サービス事業者等から当該指定に係るサービスを受けたときに、介護給付費等を支給することとされており、当該障害者等に代わり、当該障害福祉サービス事業者等に支払うことができることとされている。
- 介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に関する返還請求についても市町村が行うこととされている。
- 介護給付費等については、市町村の支弁とされ、その一部について国が負担するとされており（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）、国庫負担金を交付している。
- 当該交付金が過大に交付されている場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、国は市町村に対して返還を命じなければならないこととされている。

【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



障害者自立支援給付費における事業者の不正等による返還請求及び返還等の状況
(令和8年7月厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課調査結果)

<各市町村における返還請求・不納欠損の状況>

○金額ベース

(単位：千円)

39

年度	返還請求額			不納欠損額	返還未済額
	本体	加算	合計		
R2	1,248,288	225,286	1,473,574	203,518	2,933,282
R3	1,450,907	325,722	1,776,629	118,401	3,462,748
R4	1,608,493	364,376	1,972,869	342,013	3,761,905
R5	1,910,451	414,311	2,324,762	205,270	4,760,492
R6	3,410,043	767,630	4,177,673	390,705	5,642,663
合計	9,628,182	2,097,325	11,725,507	1,259,907	

○件数ベース

(単位：件)

年度	返還請求 件数	不納欠損 件数
R2	923	17
R3	2,260	22
R4	2,717	35
R5	2,930	27
R6	3,839	59
合計	12,669	160

注1 調査回答数：1,244/1,741市町村
注2 返還請求額・件数：当該年度に返還請求を行ったもの
注3 不納欠損額・件数：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度に不納欠損処理を行ったもの
注4 返還未済額：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度末時点で返還が未済のもの

障害児入所給付費等国庫負担金における事業者の不正等による返還請求及び返還等の状況 (令和8年7月 こども家庭庁支援局障害児支援課調査結果)

<各市町村における返還請求・不納欠損の状況>

○金額ベース

(単位：千円)

年度	本体	加算	合計	不能欠損額	返還未済額
R2	592,146	92,508	684,654	14,669	820,965
R3	583,150	171,211	754,361	36,251	790,435
R4	1,205,475	356,087	1,561,562	106,712	1,826,379
R5	738,665	128,140	866,805	272,710	1,841,959
R6	1,135,681	383,933	1,519,614	194,421	2,182,470
合計	4,255,117	1,131,879	5,386,996	624,763	-

40

(単位：件)

○件数ベース

年度	返還請求件数	不納欠損件数
R2	616	2
R3	767	5
R4	1,449	11
R5	1,554	15
R6	853	20
合計	5,239	53

注1 調査回答数：994/1,741市町村

注2 返還請求額・件数：当該年度に返還請求を行ったもの

注3 不納欠損額・件数：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度に不納欠損処理を行ったもの

注4 返還未済額：当該年度に返還請求を行ったものに限らず、過去年度の債権を含めて、当該年度末時点で返還が未済のもの

事業所の不正・算定誤りによる過大請求の未然防止に係る周知 (令和8年3月26日 障害保健福祉関係主管課長会議資料(抜粋))

8 障害福祉サービス事業の適切な運営について

(1) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

ア 障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について

障害者自立支援給付費負担金については、令和5年度以前(R1～5)の交付額について、令和7年度において再確定を行っている。(862件、返還額910百万円・追加交付額760百万円)

これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によって、国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の事務負担も増加しているものである。

各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際には二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

障害者自立支援給付費国庫負担金の返還に係る周知

(令和8年3月26日 障害保健福祉関係主管課長会議資料(抜粋))

8 障害福祉サービス事業の適切な運営について

(1) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

ウ 障害者自立支援給付費国庫負担金の返還について

障害者総合支援法に基づく介護給付費等については、市町村が事業者の請求を審査の上、支給することとされており、事業者の不正利得に対する返還請求についても市町村が行うこととされている。また、介護給付費等は、市町村の支弁とされており、その一部について国が負担することとして国庫負担金を交付している。

こうした制度に基づき、当該国庫負担金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）における「補助金等」に該当し、過大に交付されている場合は、補助金適正化法第18条第1項又は第2項に基づき、国は市町村に対してその返還を命じなければならない、それに応じて市町村は過大交付額を国に返還いただく必要がある一方、あくまで市町村が支弁し、支給するとされているものの一部を国が負担するものであることから、補助金適正化法における「間接補助金等」には該当せず、補助金適正化法第18条第3項に基づく返還命令の全部又は一部の取消しも適用されないこととなる。

一方で、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、各都道府県において、障害福祉サービス事業所等サポート事業等も活用いただきながら、上記アに記載した、市町村を集めた研修会・勉強会を開催することや審査・確認の二重チェックを行うことなど、市町村への適切な助言等を行っていただくようお願いしたい。

共同生活援助における運営や支援に関するガイドラインについて

概要

グループホームの適切な事業運営の確保のため、指定共同生活援助事業所の運営や支援に関するガイドラインを作成

- ・ 基準省令や解釈通知の内容を中心に、共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準を提示

ガイドラインの概要

- 共同生活援助に関する人員・設備・運営の基準省令の規定、解釈通知の内容を体系的に整理するほか、以下についても記載
 - ・ 障害者福祉の基本理念、権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）
 - ・ 共同生活援助の従業者の役割・要件、共同生活援助が連携すべき関係機関
 - ・ 日常生活の支援の中で行う、利用者の意思の尊重や健康管理
 - ・ 退居や一人暮らし等に向けた支援・退居後の支援、利用者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援
 - ・ 支援の質の向上のための取組（従業者の知識・技術の向上、研修の受講機会の提供、権利擁護に関する設置者・管理者の責務、他の事業所との交流）

（別添資料）

- ・ 事業所が運営状況やサービスを自己評価するためのチェックシート
- ・ 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等の一覧

【自己チェックシート】

別添 共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン 自己チェックシート

【チェック項目の解説】

○ 利用者に合わせたサービスを行うためには、事業所が自主的に運営方針や方針を策定し、常にその改善を図ることが必要です。

△ 事業所が自主的に、利用者・関係機関等が「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」を踏まえて対応することが必要です。

○ 利用者の権利は、事業所の運営方針、サービスの内容に反映させるべきです。また、地域連携の推進に努めるべきです。

ガイドラインを活用した質の確保への取組

- ・ 基準省令第210条の5第5項で「指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている一方、解釈通知等において、その具体的な方策等は示されていない。
- ・ このため、事業者の取組として、「質の評価及び改善を図るに当たって、本ガイドラインを参考にする」旨を解釈通知で示すことを今後検討する。
- ✓ ガイドラインに基づいた自己評価を事業所ごとに作成し、法人・事業所内での共有やホームページ等での公表を行うほか、地域連携推進会議で報告し、会議の構成員から客観的な助言を受けること等を通じて、支援の改善につなげていくことを想定

項目	No.	チェック項目	はい	いいえ	正しくない点や改善が必要と思われる点など	ガイドラインページ
人員	1	指定基準第210条に定められた規定の人員の配置基準を満たしているか。				9-11
	2	利用者に合わせたサービスを提供するために、適切な担当者や役割分担が確保されているか。				13-14
設備	3	共同生活援助は、住宅型共同生活援助と施設型共同生活援助の両方の形態で実施されるべきである。かつ、入居型共同生活援助は原則として住宅型である。				14-15
	4	共同生活援助は、1人以上のユニットを有しているか。また、ユニットには、専ら利用者に提供されるための居室・浴室・トイレ・洗面・調理・洗濯・洗濯機・乾燥機が完備されているか。				14-15
	5	居室は、居室の面積は原則として、1人あたり10㎡以上である。また、居室の面積は原則として、利用者の希望や生活の状況に応じて変更することができる。				14-15
	6	共同生活援助の設備は、原則として、利用者の希望や生活の状況に応じて変更することができる。				15-16
	7	共同生活援助は、原則として、利用者の希望や生活の状況に応じて変更することができる。				15-16
	8	共同生活援助は、原則として、利用者の希望や生活の状況に応じて変更することができる。				15
	9	共同生活援助は、原則として、利用者の希望や生活の状況に応じて変更することができる。				15

障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインの概要

① 指定事務の流れ

ガイドライン案の概要

- 障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、**サービスの質の確保が極めて重要な課題**となっている。
- こうした状況下で、**事業の入り口となる「事業者指定」を担う指定権者（都道府県、指定都市、中核市等）は、サービスの質の確保という観点で非常に重要な役割を担っている。**
- 本ガイドラインでは、指定事務を行うにあたって指定権者が遵守することが望ましい指針を示すとともに、質の向上に向けた効果的な取組事例や、いわゆる総量規制・意見申出制度といった指定事務に関連する制度の具体的な活用方法を示したものである。

■ 指定の流れ（例）

45

① 事前相談・事前確認

② 市町村との意見交換 (意見申出制度の活用)

③ 指定申請審査

④ 現地審査

⑤ 指定

指定希望者との面談・説明会等の機会を設け、制度概要や必要事項を①説明するとともに、事業内容・指定基準の理解・開設予定地域のニーズ等について、代理人ではなく直接事業者へ②確認することが望ましい。

①説明事項の例：法令・基準の遵守、違反時のペナルティ、いわゆる総量規制・意見申出制度の実施有無、報酬の性質、その他留意事項、等

②確認事項の例：事業開始の理由、法人理念、人員・設備の状況、ニーズ調査の実施状況、別事業所の運営状況、主として想定している受け入れ対象者や支援内容 等

事前相談等の指定前のタイミングにおいて、あらかじめ指定希望者に対して、意見申出制度に基づき指定の際に条件を付与することがある旨を伝えておくことが望ましい。

○都道府県：管内市町村への意見照会の実施、市町村意見に対する条件付与の検討

○指定都市／中核市：障害福祉計画等との合致の確認、意見申出制度に基づく条件付与の検討

指定申請内容や他法令への適合において問題がある場合は、指定日を延期することも考えられる。

指定申請書類（※）の中では、特に以下の不備が見られることが多いため、審査の際には留意が必要。

○運営規程：記載が必要な項目が抜けている等

○従業者の勤務の体制・勤務形態：基準に必要な人員が配置されていない、常勤換算の計算の誤り等

○管理者・サービス管理（提供）責任者の経歴書：必要な実務経験日数が足りていない等

※標準様式を使用すること
(R8.4月～)

指定予定日までに利用者を受け入れられる状態となっているか確認するため、以下の観点を踏まえて**現地審査**を実施することが望ましい。

○法令で定められた設備要件が守られているか

か

出退勤管理等運営基準の整備状況等

○物件の改修工事が完了しているか

○事業開始に必要な設備や備品が揃っているか

○消防署の指導による設備設置が完了している

○サービス提供記録の雛形や掲示物、職員の

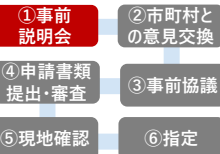
指定後は、新規指定事業者を対象に、運営に必要な書類が整備されているか、適切な支援がなされているか等を確認するため、**指定後の運営指導**を行うことが望ましい。

上記を行う場合は、指定を行う際に、新規指定事業者に対し、今後、運営の実態を把握する目的で運営指導等を行う旨を伝える。

■ サービスの質の確保に向けた指定事務の取組事例

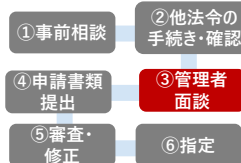
○事前説明会の実施

指定希望者を集め、法令や各種制度の理解促進のための**事前説明会**を実施。新規指定の際は説明会への参加を必須とし、その後事前相談へ進めるフローとしている。



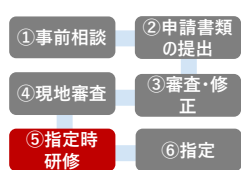
○指定前の管理者面談の実施

代理人ではなく**指定希望者と直接**面談し、指定基準や各種制度の理解を深めるとともに、指定希望者の知識や経験を把握することで指定後の運営指導に繋げている。



○指定時研修の実施

指定予定者を集め、**指定前研修を実施**。指定後の手続きについての説明や、運営時の留意事項等を説明することで、予防的運営指導の役割が期待でき、適切な運営や制度理解を促している。



○その他の取り組み

- ・指定事務の一部委託（職員のリソースを質確保に割くため）
- ・公募の実施（次ページにて説明） 等

（参考）参照条文①

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

（不正利得の徴収）

- 第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。
- 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（介護給付費又は訓練等給付費）

- お 第二十九条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。
- 2～3（略）
- 4 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす。
- 6 市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第三項第一号の主務大臣が定める基準及び第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 7 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。
- 8 （略）

（参考）参照条文②

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、主務省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一～十三 （略）

4 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、主務省令で定める基準に従い定めるものとする。

5 （略）

6 関係市町村長は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

（市町村の支弁）

第九十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 介護給付費等、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費（以下「障害福祉サービス費等」という。）の支給に要する費用

二～六 （略）

（国の負担及び補助）

第九十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものを負担する。

一 第九十二条の規定により市町村が支弁する費用のうち、障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十

二・三 （略）

2 （略）

（参考）参照条文③

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の三 市町村は、通所給付決定保護者が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

② （略）

第二十一条の五の七 （略）

②～⑩ （略）

⑪ 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者から指定通所支援を受けたとき（当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示したときに限る。）は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者を支払うべき当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者を支払うことができる。

⑫ 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

⑬ 市町村は、指定障害児通所支援事業者から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第二十一条の五の十九第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

⑭ 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

（参考）参照条文④

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第二十一条の五の十五 第二十一条の五の三第一項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

② 放課後等デイサービスその他の内閣府令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一条の五の二十第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一～十四 （略）

④ 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、内閣府令で定める基準に従い定めるものとする。

⑤ （略）

⑥ 関係市町村長は、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十一条の五の三第一項の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

⑦ 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、第二十一条の五の三第一項の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

⑧ 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十一条の五の三第一項の指定を行うに当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二～八 （略）

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号、第七号及び第八号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

（参考）参照条文⑤

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第五十七条の二 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費（以下この章において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

② 市町村は、指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

③～⑤ （略）

⑥ 前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2・3 （略）

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- 二 （略）

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

⁵²住所変更等に伴う手帳等の記載事項変更の届出の廃止等 (重点事項番号3 / 管理番号334～337)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 (厚生労働省)

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

提案内容及び提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（管理番号334）

提案内容

身体障害者手帳の交付を受けた者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村長等に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、当該手帳の記載事項変更の届出を不要とすること。

併せて、市町村長等から都道府県知事への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる、

①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす

②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する

といった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

検討に当たっては、住民基本台帳制度を所管する総務省等の関係府省と十分に調整していただきたい。

二次回答（管理番号334）

第二次回答

御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、住民基本台帳法に基づく届出をもって市町村を経由して都道府県への届出を不要又は省略可能とする方策について検討を行った。

手法①（みなし届出を導入）については、介護保険法においては、住民基本台帳法に基づく市町村への届出があった場合に、介護保険法等に規定する市町村への被保険者の届出等とみなす規定があり、身体障害者手帳においても、同様の取り扱いとすべきとのご提案と考えている。

この場合、介護保険法においては、いずれも実施主体が市町村となっている一方、身体障害者手帳については、実施主体が都道府県である。このため、身体障害者手帳の住所変更においては、市町村の住所変更の窓口において、手帳所持者から、手帳を所持している旨の申し出を受ける必要がある上、市町村が把握した住所変更の情報を都道府県に知らせる必要が生じる。このため、介護保険と同様の取り扱いを取ることは困難である。また、都道府県において住所変更とあわせて交付に関する事務を行う必要があるため、実現することは困難である。

手法②（住基ネットを活用）については、市町村からの進達がない場合にも、都道府県が住基ネットの情報を確認することにより、氏名・住所の変更を確認することができるというご提案と考えている。この場合、都道府県が市町村からの住所変更に関する進達なしに、住所変更の事実を把握するためには、住民基本台帳情報を参照し、身体障害者手帳の交付対象者全員の氏名・住所変更の有無を確認する必要が生じるが、全国で約467万人の手帳交付対象者に対する逐次の確認が必要となれば、対応する都道府県職員の多大な負担が生じ、現実的ではない。

また手法①②でない手法についても検討したが、仮に住所変更について手帳交付対象者からの届出を不要とした場合であっても、その事実を市町村から都道府県へ通知する必要があるが、例えば、市町村が手帳交付対象者から都道府県への情報提供について同意書等を取得することが考えられるが、市町村から都道府県への進達は省略できず、更に住民基本台帳の参照による住所の確認等の事務負担が加わることとなる。

その上で、御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、身体障害者手帳の氏名及び住所変更に係る都道府県への届出については、申請等のオンライン化や市町村から都道府県への進達事務の効率化について対応を検討し、令和8年度内に結論を得る。

身体障害者手帳制度の概要

1. 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳（身体障害者福祉法15条）

2. 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類（いずれも、一定以上で永続することが要件とされている。）

- ・視覚障害 ・聴覚又は平衡機能障害 ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 ・肢体不自由
- ・心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害 ・ぼうこう又は直腸の機能の障害 ・小腸の機能の障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 ・肝臓の機能の障害

※法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

3. 交付申請手続き

市又は福祉事務所を設置する町村の区域内に居住地（居住地を有しないときは、現在地）を有する者にあつては当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者にあつては当該町村長を経由して行う。

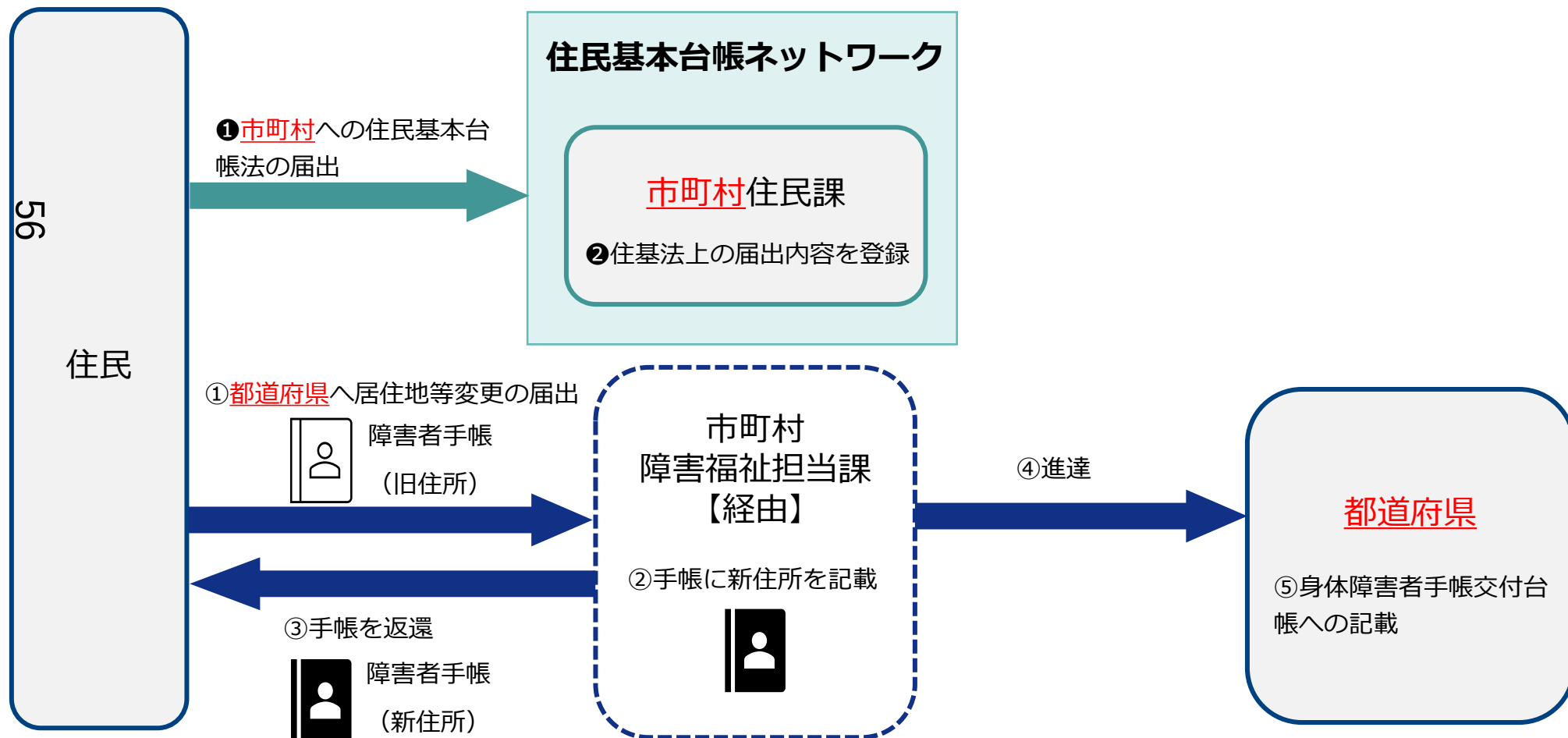
4. 交付者数

4,674,999人（令和6年度福祉行政報告例）※令和6年度末現在

身体障害者手帳の事務手続き【提案事項と現状】

【提案事項】 住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には身体障害者手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等

身体障害者手帳の交付を受けた者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村長に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、当該手帳の記載事項変更の届出を不要とすること。併せて、市町村長から都道府県知事への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

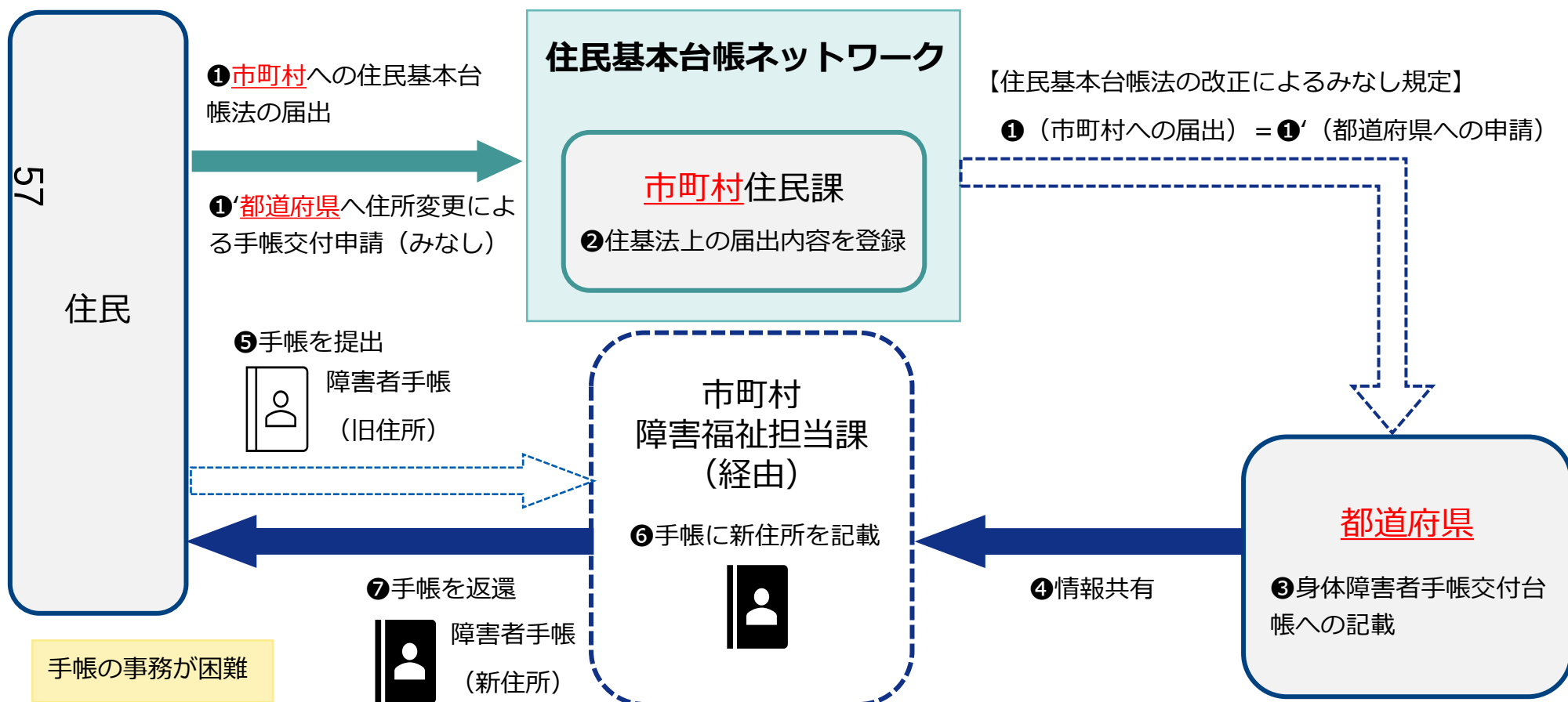


身体障害者手帳の事務手続き【①みなし手法】

【提案募集検討専門部会から再検討の視点①】

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなすといった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす手法

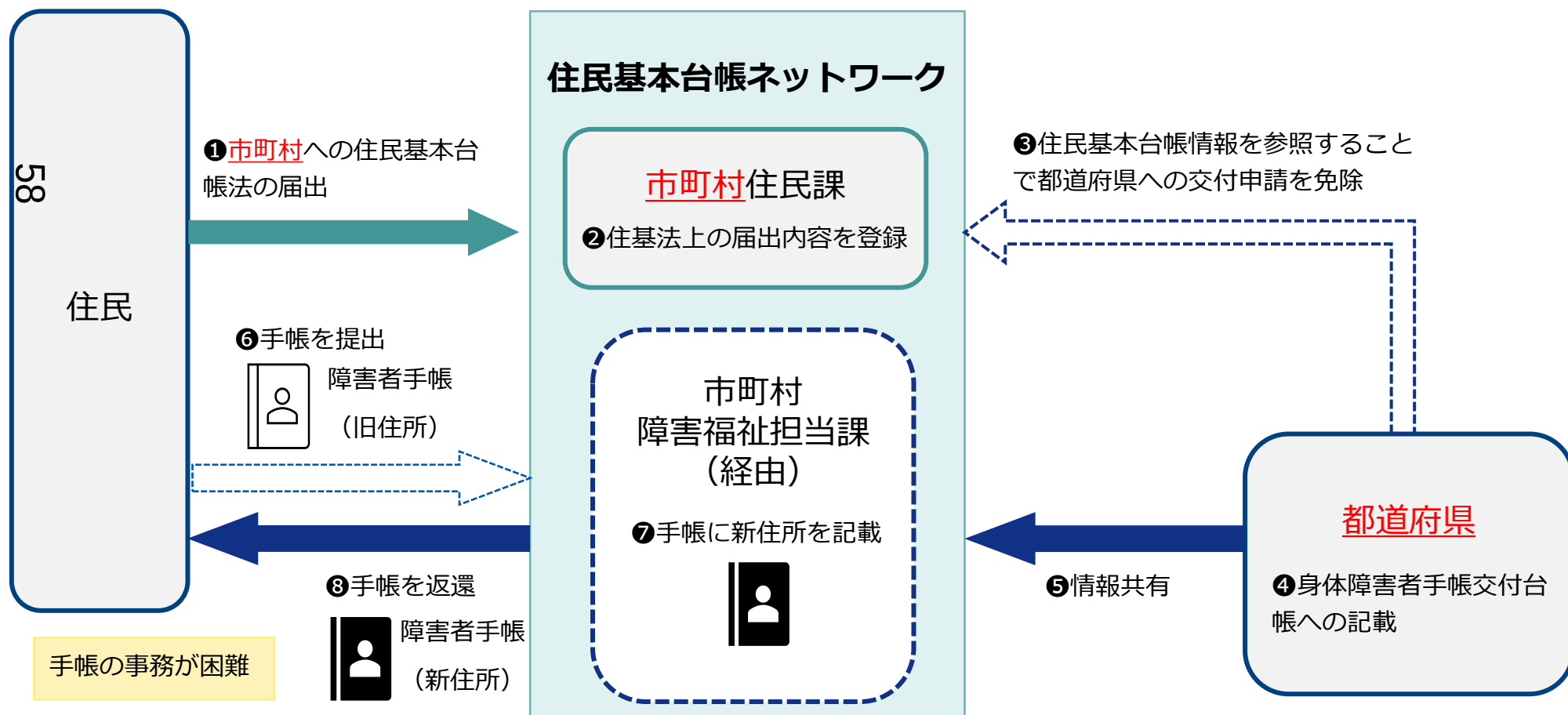


身体障害者手帳の事務手続き【②住基ネット参照】

【提案募集検討専門部会から再検討の視点②】

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除するといった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

②住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する手法



(参考) 関係法令の規定

○身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。

○身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）

第9条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する身体障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（次の各号に掲げるときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の主務省令で定める施設

又は同条第十一項に規定する障害者支援施設に入所したとき。

⑤ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所したとき。

三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設に入居し、又は同条第二十五項に規定する介護保険施設に入所したとき。

四 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により入所措置が採られて同法第二十条の四に規定する養護老人ホームに入所したとき。

3 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（第二項各号に掲げるときを除く。）は、三十日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、その福祉事務所の長又は町村長は、その身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

7 （略）

○身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第67号）

第5条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 身体障害者の氏名、現住所及び生年月日

二 障害名及び障害の級別

三 削除

四 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所

2 身体障害者手帳には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。

3 第1項の障害の級別は、別表5号のとおりとする。（別表省略）

提案内容及び提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（管理番号335）

提案内容

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村長に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、当該手帳の記載事項変更の届出を不要とすること。

併せて、市町村長から都道府県知事への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

8 住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる、

①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす

②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する

といった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

検討に当たっては、住民基本台帳制度を所管する総務省等の関係府省と十分に調整していただきたい。

二次回答（管理番号335）

第二次回答

御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、住民基本台帳法に基づく届出をもって市町村を経由して都道府県への申請を不要又は省略可能とする方策について検討を行った。

手法①（みなし届出を導入）については、介護保険法においては、住民基本台帳法に基づく市町村への届出があった場合に、介護保険法等に規定する市町村への被保険者の届出等とみなす規定があり、精神障害者保健福祉手帳においても、同様の取り扱いとすべきとのご提案と考えている。

この場合、介護保険法においては、いずれも実施主体が市町村となっている一方、精神障害者保健福祉手帳については、実施主体が都道府県である。このため、精神障害者保健福祉手帳の住所変更においては、市町村の住所変更の窓口において、手帳交付対象者から、手帳を所持している旨の申し出を受ける必要がある上、市町村が把握した住所変更の情報を都道府県に知らせる必要が生じる。このため、介護保険と同様の取り扱いを取ることは困難である。また、都道府県において住所変更とあわせて交付に関する事務を行う必要があるため、実現することは困難である。

手法②（住基ネットを活用）については、市町村からの進達がない場合にも、都道府県が住基ネットの情報を確認することにより、氏名・住所の変更を確認することができるというご提案と考えている。この場合、都道府県が市町村からの住所変更に関する進達なしに、住所変更の事実を把握するためには、住民基本台帳情報を参照し、精神障害者保健福祉手帳の交付対象者全員の氏名・住所変更の有無を確認する必要が生じるが、全国で約155万人の手帳交付対象者に対する逐次の確認が必要となれば、対応する都道府県職員の多大な負担が生じ、現実的ではない。

また手法①②でない手法についても検討したが、仮に住所変更について手帳交付対象者からの届出を不要とした場合であっても、その事実を市町村から都道府県へ通知する必要があるとあり、例えば、市町村が手帳交付対象者から都道府県への情報提供について同意書等を取得することが考えられるが、市町村から都道府県への進達は省略できず、更に住民基本台帳の参照による住所の確認等の事務負担が加わることとなる。

その上で、御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、精神障害者保健福祉手帳の氏名及び住所変更に係る都道府県への申請については、申請等のオンライン化や市町村から都道府県への進達事務の効率化について対応を検討し、令和8年度内に結論を得る。

精神障害者保健福祉手帳制度の概要

1. 概要

一定の精神障害の状態にあると認められた者に対して、都道府県知事や指定都市市長が交付する手帳（精神保健福祉法第45条）

2. 交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とする。

1級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

3. 交付申請手続き

その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の市区町村を經由して、都道府県知事（指定都市市長の場合は直接）に申請する。

手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日となっており、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事又は指定都市市長の認定を受けなければならない。

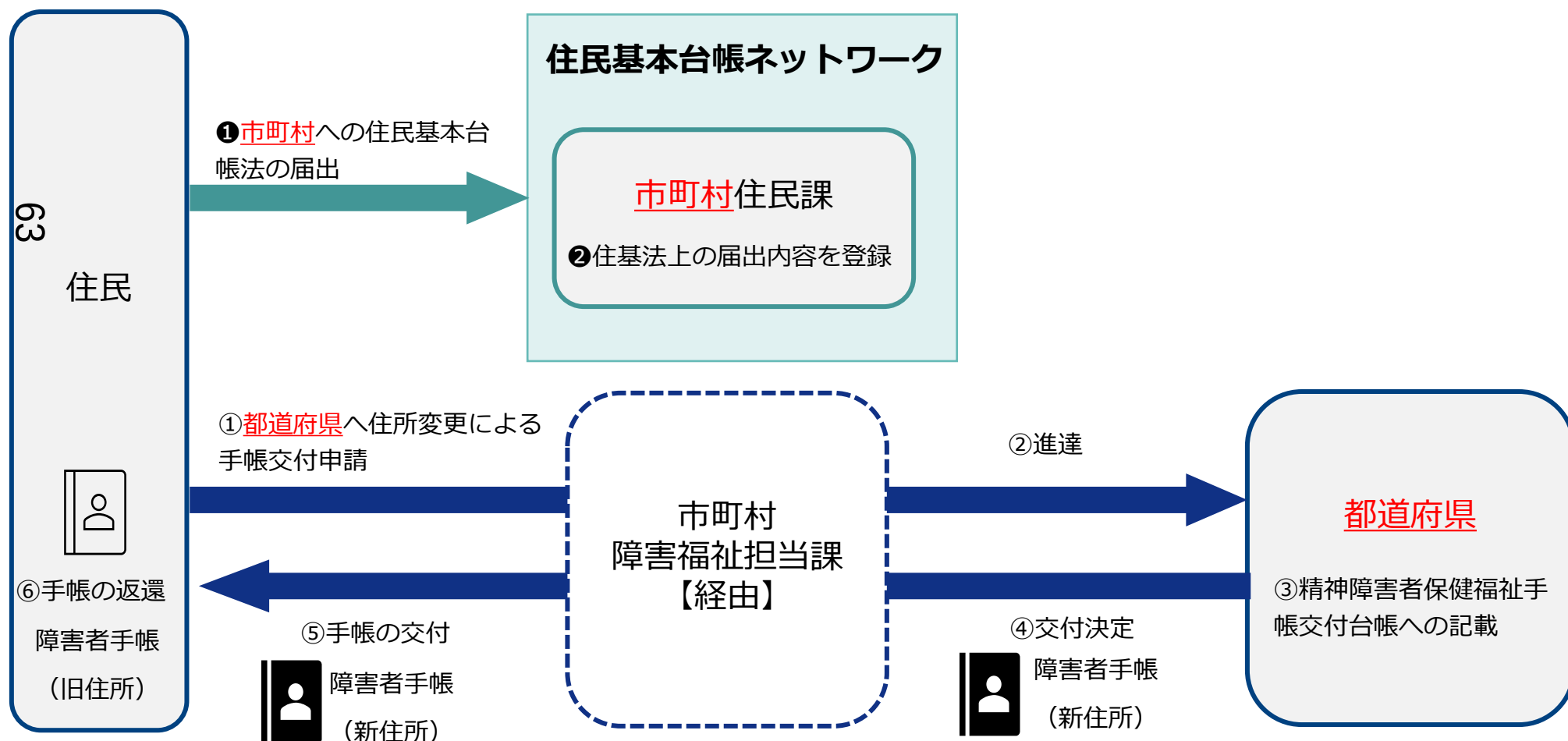
4. 交付者数

1,547,433人（1級：139,406人、2級：897,292人、3級：510,735人）※令和6年度末現在

精神障害者保健福祉手帳の事務手続き【提案事項と現状】

【提案事項】 住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には精神障害者保健福祉手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村長に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、当該手帳の記載事項変更の届出を不要とすること。併せて、市町村長から都道府県知事への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

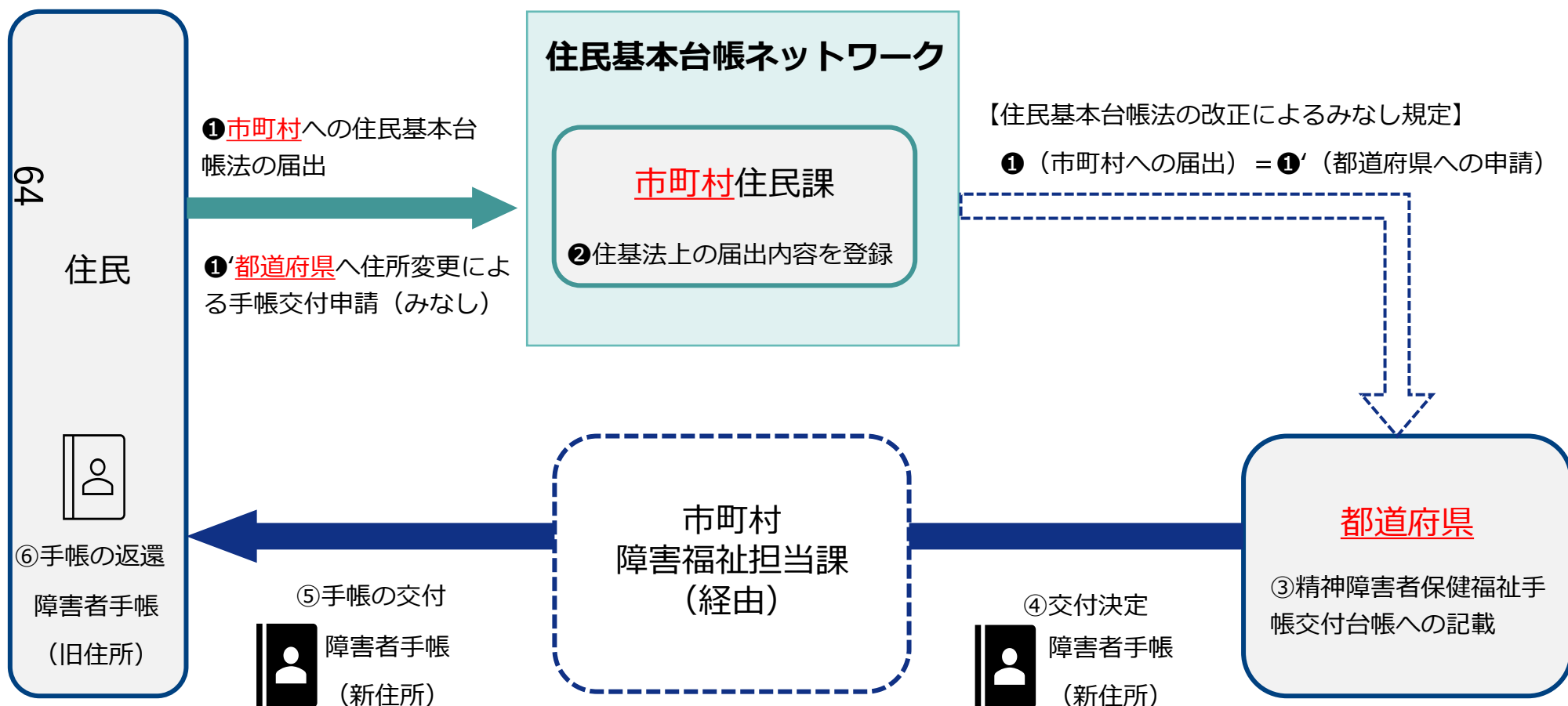


精神障害者保健福祉手帳の事務手続き【①みなし手法】

【提案募集検討専門部会から再検討の視点①】

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなすといった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす手法

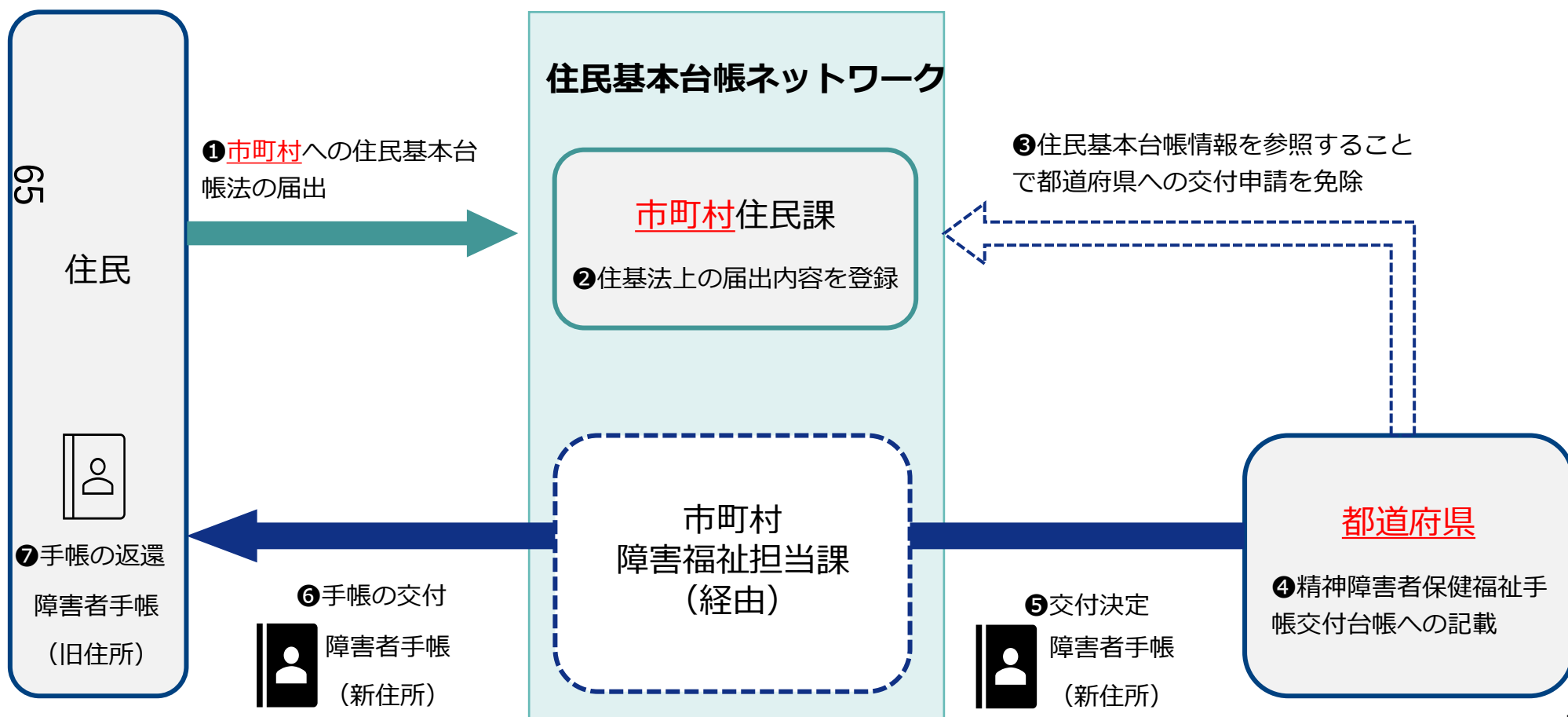


精神障害者保健福祉手帳の事務手続き【②住基ネット参照】

【提案募集検討専門部会から再検討の視点②】

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除するといった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

②住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する手法



(参考) 関係法令の規定

○精神精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条 精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）

第7条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する精神障害者に係る精神障害者保健福祉手帳交付台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。

2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したときは、三十日以内に、精神障害者保健福祉手帳を添えて、その居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、その市町村長は、その精神障害者保健福祉手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。

4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、三十日以内に、新居住地を管轄する市町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知するとともに、新居住地を管轄する市町村長を経由して、旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。

6 （略）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生労働省令第31号）

第25条 精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者の氏名、現住所及び生年月日
- 二 精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限

2 精神障害者保健福祉手帳には、やむを得ない理由がある場合を除き、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。

第26条 令第七条第一項の規定により精神障害者保健福祉手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- 二 障害等級
- 三 精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限
- 四 精神障害者保健福祉手帳の再交付をしたときは、その年月日及び理由

提案内容及び提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（管理番号336）

提案内容

自立支援医療の支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、氏名又は居住地の変更を行った際に、市町村に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、自立支援医療受給者証の記載事項変更の届出を不要とすること。

併せて、精神通院医療において、市町村から都道府県への当該変更届出の進達事務については、住基情報に基づき作成した名簿や電磁的記録による報告をもって行うよう運用を明確化すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる、

①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす

②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する

といった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

検討に当たっては、住民基本台帳制度を所管する総務省等の関係府省と十分に調整していただきたい。

二次回答（管理番号336）

第二次回答

御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、住民基本台帳法に基づく届出をもって市町村を経由して都道府県への届出を不要又は省略可能とする方策について検討を行った。

手法①（みなし届出を導入）については、介護保険法においては、住民基本台帳法に基づく市町村への届出があった場合に、介護保険法等に規定する市町村への被保険者の届出等とみなす規定があり、自立支援医療受給者証においても、同様の取り扱いとすべきとのご提案と考えている。

この場合、介護保険法においては、いずれも実施主体が市町村となっている一方、自立支援医療受給者証については、実施主体が都道府県である。このため、自立支援医療受給者証の住所変更においては、市町村の住所変更の窓口において、自立支援医療費の支給を受ける障害者等（以下「受給者」という。）から、自立支援医療受給者証を所持している旨の申し出を受ける必要がある上、市町村が把握した住所変更の情報を都道府県に知らせる必要が生じる。このため、介護保険と同様の取り扱いを取ることは困難である。また、都道府県において住所変更とあわせて交付に関する事務を行う必要があるため、実現することは困難である。

手法②（住基ネットを活用）については、市町村からの進達がない場合にも、都道府県が住基ネットの情報を確認することにより、氏名・住所の変更を確認することができるというご提案と考えている。この場合、都道府県が市町村からの住所変更に関する進達なしに、住所変更の事実を把握するためには、住民基本台帳情報を参照し、受給者全員の氏名・住所変更の有無を確認する必要が生じるが、精神通院医療では全国で約266万件の支給認定が行われており、受給者に対する逐次の確認が必要となれば、対応する都道府県職員の多大な負担が生じ、現実的ではない。

また手法①②でない手法についても検討したが、仮に住所変更について受給者からの届出を不要とした場合であっても、その事実を市町村から都道府県へ通知する必要があるが、例えば、市町村が受給者から都道府県への情報提供について同意書等を取得することが考えられるが、市町村から都道府県への進達は省略できず、更に住民基本台帳の参照による住所の確認等の事務負担が加わることとなる。

その上で、御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、自立支援医療受給者証の氏名及び住所変更に係る都道府県への届出については、申請等のオンライン化や市町村から都道府県への進達事務の効率化について対応を検討し、令和8年度内に結論を得る。

自立支援医療制度の概要

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実 施 主 体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】294,191件 【育成医療】10,884件 【精神通院医療】2,666,159件 ※令和6年度

対 象 者

69 更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視 覚 障 害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴 覚 障 害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内 臓 障 害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法
訪問看護

自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

【管理番号336】

- ① 患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

【自己負担上限月額】

所得区分(医療保険の世帯単位)

一定所得以上	市町村民税所得割 235,000円以上(年収約833万円以上)
中間所得2	市町村民税所得割 33,000円以上235,000円未満(年収:約400~833万円未満)
中間所得1	市町村民税所得割 33,000円未満(年収約290~400万円未満)
低所得2	市町村民税非課税(低所得1を除く)
低所得1	市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収82.65万円以下)
生活保護	生活保護世帯

更生医療・ 精神通院医療

育成医療

重度かつ継続

対象外	対象外	20,000円
総医療費の1割 又は高額療養費 (医療保険)の 自己負担限度額	10,000円	10,000円
	5,000円	5,000円
	5,000円	
	2,500円	
	0円	

* 年収については、夫婦+障害者である子の3人世帯の粗い試算

【月額医療費の負担イメージ】 * 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)

自立支援医療費 (月額医療費-医療保険-患者負担)

患者負担 (1割又は負担上限額)

「重度かつ継続」の範囲

○ 疾病、症状等から対象となる者

〔更生・育成〕 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者

〔精神通院〕 ① 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者

② 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

○ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

〔更生・育成・精神通院〕 医療保険の多数回該当の者

負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の太枠部分

育成医療の中間所得1・2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和9年3月31日までの経過的特例措置

(参考) 関係法令の規定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（支給認定の変更）

第56条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の主務省令で定める事項について変更の必要があるときは、主務省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。

2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の主務省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。

3 第19条第2項の規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について、同条第3項から第5項までの規定は市町村等が行う前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村等は、第2項の支給認定の変更の認定を行った場合には、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）

（申請内容の変更の届出）

第32条 支給認定障害者等（法第54条第3項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。）は、支給認定の有効期間（法第55条に規定する支給認定の有効期間をいう。次条において同じ。）内において、当該支給認定障害者等の氏名その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を変更したときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給認定障害者等に対し支給認定を行った市町村等（法第8条第1項に規定する市町村等をいう。以下同じ。）に当該事項を届け出なければならない。

2 精神通院医療に係る前項の届出は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができる。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

（申請内容の変更の届出）

第47条 令第32条第1項の規定に基づき届出をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

- 一 当該支給認定に係る障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先
- 二 当該支給認定に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該障害児との続柄
- 三 現に当該支給認定障害者等が受けている支給認定に係る自立支援医療の種類
- 四 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容
- 五 その他必要な事項

2 前項の届出書には、同項第4号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 精神通院医療に係る第1項の届出については、第35条第3項の規定を準用する。

提案内容及び提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（管理番号337）

提案内容

障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給者が氏名や住所の変更を行った際に、市町村に対し、住民基本台帳法に基づく氏名又は居住地変更の届出を行った場合には、個人番号並びに変更前及び変更後の氏名又は住所を記載した届書の提出を不要とすること

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる、

22

①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす

②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する

といった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

検討に当たっては、住民基本台帳制度を所管する総務省等の関係府省と十分に調整していただきたい。

第1次回答で言及のあった地方自治体の見解調査は速やかに実施し、当該調査結果を踏まえて、共通事項に記載した具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答でお示しいただきたい。

二次回答（管理番号337）

第二次回答

御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、住民基本台帳法に基づく届出をもって町村を經由して都道府県への届出を不要又は省略可能とする方策について検討を行った。

手法①（みなし届出を導入）については、介護保険法においては、住民基本台帳法に基づく市町村への届出があった場合に、介護保険法等に規定する市町村への被保険者の届出等とみなす規定があり、障害児福祉手当及び特別障害者手当においても、同様の取り扱いとすべきとのご提案と考えている。

この場合、介護保険法においては、いずれも実施主体が市町村となっている一方、障害児福祉手当及び特別障害者手当については、実施主体が都道府県、市及び福祉事務所設置町村である。このため、障害児福祉手当及び特別障害者手当の住所変更においては、町村の住所変更の窓口において、町村が把握した住所変更の情報を都道府県に知らせる必要が生じる。このため、介護保険と同様の取り扱いを取ることは困難である。

手法②（住基ネットを活用）については、町村からの進達がない場合にも、都道府県が住基ネットの情報を確認することにより、氏名・住所の変更を確認することができるというご提案と考えている。この場合、都道府県が町村からの住所変更に関する情報なしに、住所変更の事実を把握するためには、住民基本台帳情報を参照し、障害児福祉手当及び特別障害者手当受給者全員の氏名・住所変更の有無を確認する必要が生じるが、全国で約20万人の受給者に対する逐次の確認が必要となれば、対応する都道府県職員の多大な負担が生じ、現実的ではない。

また手法①②でない手法についても検討したが、仮に住所変更について受給者からの届出を不要とした場合であっても、その事実を町村から都道府県へ通知する必要があるが、例えば、町村が受給者から都道府県への情報提供について同意書等を取得することが考えられるが、町村から都道府県への情報提供は省略できず、更に住民基本台帳の参照による住所の確認等の事務負担が加わることとなる。

その上で、御提案については、障害者及び自治体双方の負担軽減の観点から重要な課題であると認識しており、例えば同一市町村での転居で受給者から住所変更等の届出が提出されず、自治体における事務が滞る場合など、自治体が職権で変更することも検討可能と考えるが、その場合の課題や問題の有無などについて、各自治体の見解などを年内に調査した上で、対応を検討し、令和8年度内に結論を得る。

障害児福祉手当の概要

1 目的

- 重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより 重度障害児の福祉の向上を図る。

2 概要

<対象者>

- 障害基礎年金の1級の基準に相当する障害より一定程度重度の障害を有する児童

<支給要件>

- 本人（20歳未満）に支給

≧給付月額（令和8年度）>

- 16,560円

<所得制限（例示：年収）>

- 1. 受給者：受給者の扶養親族0人の場合 5,252千円
2. 扶養義務者：扶養義務者の扶養親族2人（例えば配偶者及び子）の場合 8,799千円

<支払月（定時払い）>

- 2月、5月、8月、11月（年4回）※この他に、必要に応じて随時払いがある。

3 認定事務等

【認定事務】都道府県、市及び福祉事務所設置町村

【負担率】国3／4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1／4

【受給者数（令和6年度末）】63,958人

【予算額（令和8年度）】96.3億円

特別障害者手当の概要

1 目的

- 特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給 することにより特別障害者の福祉の向上を図る。

2 概要

<対象者>

- 障害基礎年金 1 級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度又はそれ以上の障害を有する者

<支給要件>

- 本人（20 歳以上）に支給

▽給付月額（令和 8 年度）>

- 30, 450 円

<所得制限（例示：年収）>

- 1. 受給者：受給者の扶養親族 0 人の場合 5, 252 千円
2. 扶養義務者：扶養義務者の扶養親族 2 人（例えば配偶者及び子）の場合 8, 799 千円

<支払月（定時払い）>

- 2 月、5 月、8 月、11 月（年 4 回）※この他に、必要に応じて随時払いがある。

3 認定事務等

【認定事務】都道府県、市及び福祉事務所設置町村

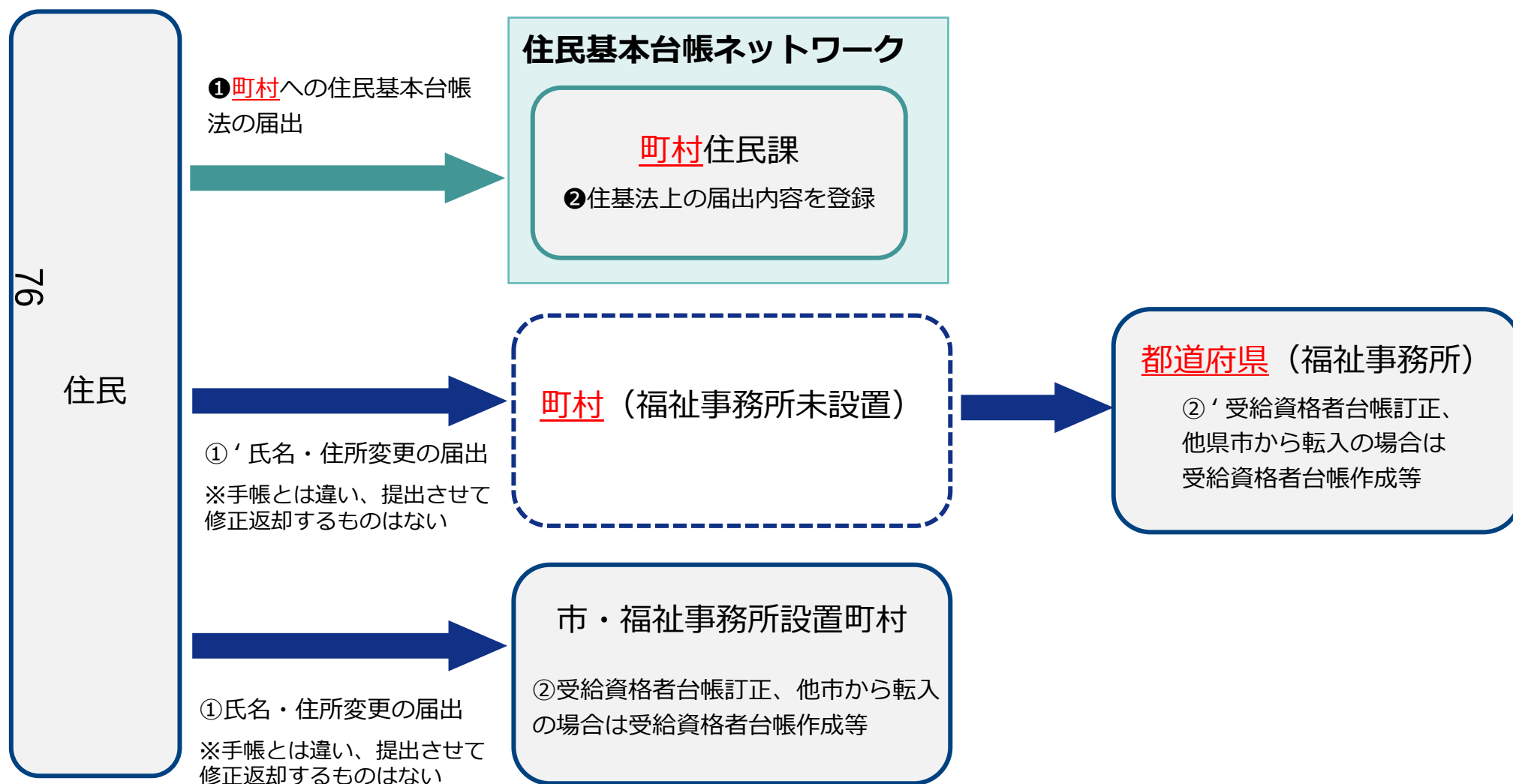
【負担率】国 3 / 4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村 1 / 4

【受給者数（令和 6 年度末）】136, 272 人

【予算額（令和 8 年度）】382. 3 億円

障害児福祉手当及び特別障害者手当の事務手続き【提案事項と現状】

【提案事項】住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る記載事項変更の届出を不要とすること

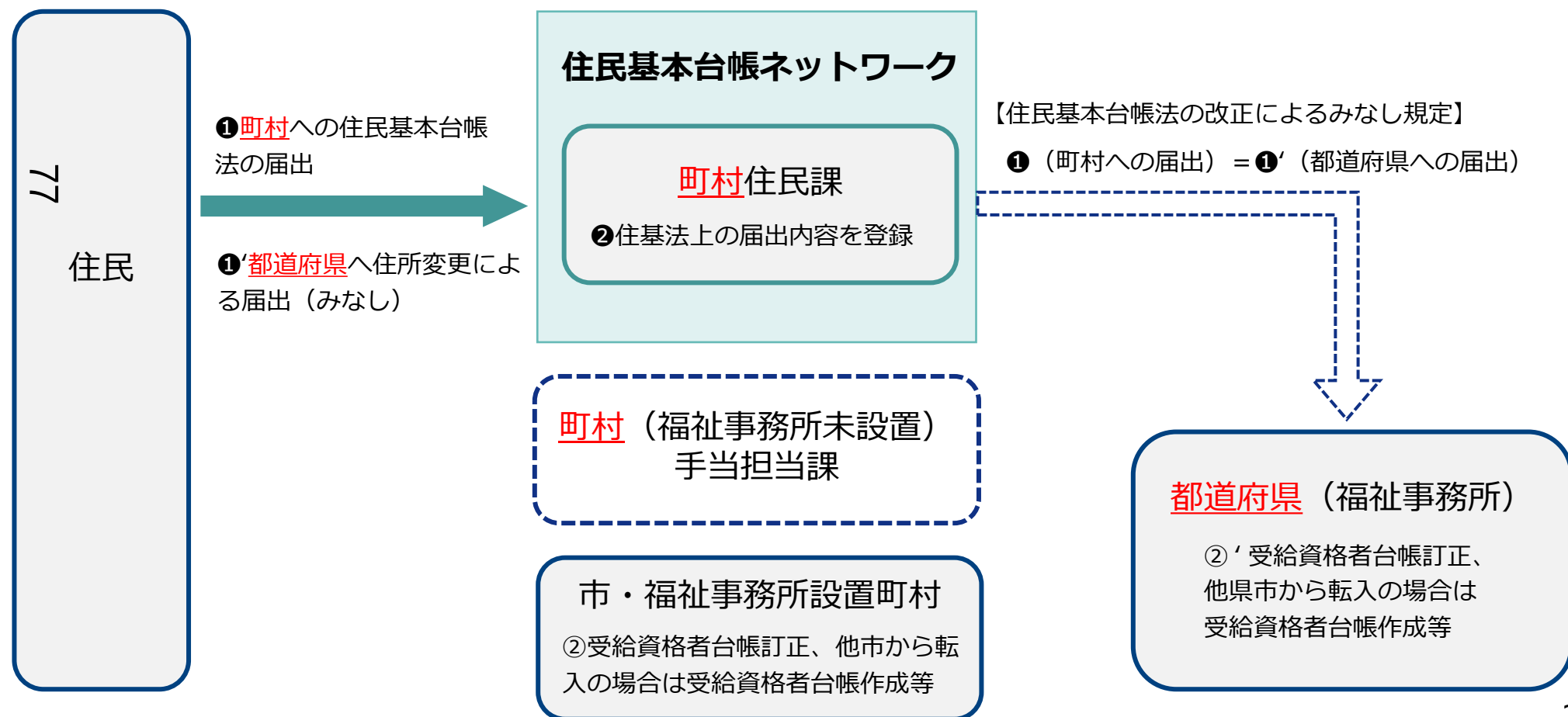


障害児福祉手当及び特別障害者手当の事務手続き【①みなし手法】

【提案募集検討専門部会から再検討の視点①】

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなすといった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす手法

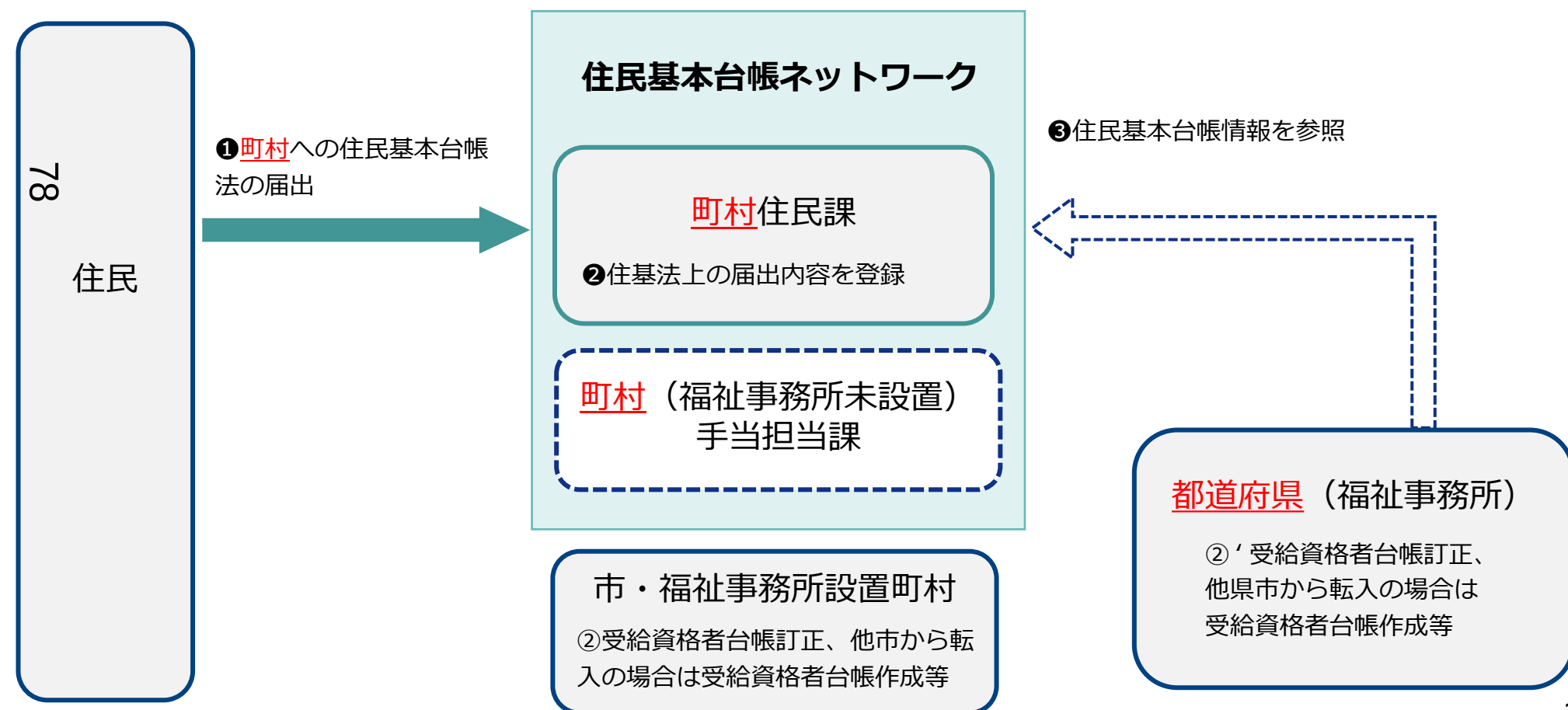


障害児福祉手当及び特別障害者手当の事務手続き【②住基ネット参照】

【提案募集検討専門部会から再検討の視点②】

住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除するといった手法等による実現を検討し、具体的な方策及び今後のスケジュールを第2次回答で示していただきたい。

②住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する手法



（参考）関係法令の規定

○障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）

（氏名変更の届出）

第7条 受給者は、氏名を変更したときは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）並びに変更前及び変更後の氏名を記載した届書に戸籍の抄本を添えて、十四日以内に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

（住所変更の届出）

第8条 受給者は、住所を変更したときは、十四日以内に、個人番号並びに変更前及び変更後の住所を記載した届書を手当の支給機関に提出しなければならない。